

# 皆与志特別支援学校いじめ防止基本方針

県立皆与志特別支援学校

いじめ問題への学校目標 ◇ いじめなし みんな仲良し 楽しい学校

## 1 基本的認識

- ・ 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にでも起こり得る」という認識をもつ。
- ・ いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識をもつ。
- ・ 関係者が一体となって、取り組むことが必要であるという認識をもつ。

## 2 未然防止のための取組

### (1) 人権教育

- ・ 「いじめをしない」、「いじめを許さない」という自他を大切に思う心を育てる。
- ・ 道徳教育では、児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。（「いじめを考える週間」での取組等）
- ・ 日々の授業や学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会をつくり共に生きていることを学習したり、体験したりする。

### (2) 保護者への働き掛け

- ・ 保護者と話し合う機会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を行う。

## 3 早期発見・早期対応の在り方

### (1) 学校生活

- ・ 児童生徒の様子をしっかりと観察することで、小さな変化を敏感に察知し、早期発見に努める。
- ・ 職員は、児童生徒の交友関係・人間関係の把握に努める。

### (2) 連絡帳の活用

- ・ 担任と保護者・病棟担当者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

### (3) 日常的な生活からのいじめの発見

- ・ 日常的な児童生徒との関わりの中で、表情やけが等からいじめを疑う習慣を付ける。

### (4) いじめと思われる行為を発見した場合は、すぐに対応する。

〈緊急学部会 → 緊急いじめ対策委員会〉

### (5) 教育相談・保護者（病棟担当者）との個別相談の実施

- ・ いじめを発見した場合、すぐに事実確認を行い、保護者（病棟担当者）との個別相談を実施する。

## 4 事案発生時の対応・校内体制及び関係機関

### ① 担任等による「いじめ情報のキャッチ」「正確な実態把握」

### ② 緊急学部会にて事案についての確認

### ③ 緊急いじめ対策委員会（**必要がある場合に校長が招集**）

校長 教頭 教務 各学部主事 生徒指導主任 保健主任 養護教諭  
該当担任 ※事案により保護者代表・施設代表を加える。

委員会による指導方針の決定、解消に向けた取組、児童生徒への指導や支援、必要に応じて関係機関への通知

### ④ 解消に向けた経過観察

必要に応じて保護者への情報開示

### ⑤ 全職員による再発防止に向けた取組

#### 保護者との連携

- ・ 保護者や病棟担当者とのミーティング
- ・ 学級、学部PTAでの説明
- ・ 学校関係者評価委員会への報告

#### 県教委との連携

- ・ 指導主事の派遣及び助言
- ・ いじめ問題対応チームの派遣及び助言
- ・ 研修会等への講師派遣・スクールカウンセラーの派遣

○ 年間計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組		早期発見に向けた取組	
4月	いじめ防止基本方針の共通理解	学級・学部・人間関係作り	各教科等の指導	日常の観察, 連絡帳の確認	
5月		P T A・家庭訪問 ・個人面談会での保護者への啓発			
6月					
7月					
8月					
9月	「いじめを考える週間」				
10月					
11月					
12月					
1月		個人面談会			
2月					
3月	本年度のまとめ 職員会議共通理解		↓		↓

○ 職員会議等

いじめ対応について、基本方針を全職員で確認し、指導方針や指導計画の共通理解を図る。学部会で児童生徒の情報交換を行い、いじめにつながる内容であれば、すぐに管理職に報告して状況や対応について、緊急いじめ対策委員会で情報を整理し、全職員が情報を共有する。

○ 未然防止に向けた取組

年間を通して「学級・学部・人間関係づくり」活動において、好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学校づくりを推進する。各教科等の指導については、「人権同和教育年間指導計画」等を参照する。

○ 早期発見に向けた取組

「日常の観察」により、いじめにつながるような事象に対応し、絶対にいじめを見逃さないようにする。毎日の連絡帳や学級 PTA, 家庭訪問, 個人面談会等により家庭や病棟との連携を密にして、児童生徒の小さな変化を見逃さないようにする。